

期待込め その手に託す この一票

千葉県知事選挙へ行こう



投票日 **3月26日** (日)

7時～20時

◆投票できる方

次の3つの要件に当てはまり、本市の選挙人名簿に登録されている方が投票できます。ただし、投票日までに千葉県外に転出された場合は投票できません。

- ①日本国民であること。
- ②平成11年3月27日までに生まれた方。
- ③平成28年12月8日までに本市に住民票が作成され、引き続き3カ月以上登録されている方。

または、引き続き3カ月以上茂原市に住民登録された後、千葉県内の他市町村に転出し、転出から4カ月経過していない方。

◆住所変更した方

- ①2月21日以降に市内で住所変更の届出をした方は、旧住所地の投票所で投票してください。
- ②平成28年12月9日以降に県内他市町村から本市に転入届出をし、引き続き居住されている方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、投票日当日に前住所地の投票所で投票するか、前日までに前住所地で

◆期日前投票のお知らせ
投票日当日に仕事や冠婚葬祭、レジャーなどで投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票所で「宣誓書」を記入の上、期日前投票をすることができます。
期間 3月25日(土) 場所 市役所1階102会議室、本納公民館/時間 8時30分～20時(本納公民館は17時まで) ※入場整理券持参

◆投票できる方

期日前投票を、または本市において不在者投票を(請求手続きは前住所地の選挙管理委員会へ)してください(2回以上住所移動された場合は投票できないことがあります)。

- ※②の方は、各市区町村住民記録担当課で発行する「引き続き住所を有する証明書」が必要です。

◆入場整理券は封書で

入場整理券は封書式で1世帯6名分までを一緒にお送りしています。必ず開いて中を確認の上、投票所には各自の入場整理券を切り離して、本人の分をお持ちください。入場整理券が届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の受付へお申し出ください。

◆病院などで行わない投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院・入所中で、不在者投票事由に該当する方は、その施設内で不在者投票をすることができません。

◆市内の指定病院・施設など

山之内病院・公立長生病院・

茂原中央病院・君塚病院・宍倉病院・菅原病院・鈴木神経科病院・茂原神経科病院・つくも苑・長生共楽園・実恵園・光風荘・ケアセンターかずさ・長生苑・真名実恵園・第二長生共楽園ひめはる

※全国の指定病院(施設)で不在者投票ができます。

◆滞在先での不在者投票

仕事、通学、旅行などではかの市町村に滞在中で、投票日までに茂原市に帰れない方も最寄りの選挙管理委員会に不在者投票ができます。

この場合、郵送に日数がかかりますのでお早めに市選挙管理委員会へ不在者投票の請求を行ってください。

◆郵便等による不在者投票

身体に重度の障害のある方(身体障害者手帳または、戦傷病者手帳の交付を受けていて障害の内容が一定の要件に該当する方や、介護保険法による要介護状態区分が要介護5である方)で、投票所へ行くことが困難な場合には、自宅で郵送等により投票できる制度があります。

この制度をご利用になるには、氏名等を自書できること

が原則ですが、障害の内容が一定要件に該当する場合は、代理記載制度もあります。

いずれの場合も「郵便等投票証明書」の交付を受けている方が利用できる制度ですので、証明書の交付を受けていない方は、至急お問い合わせください。

◆選挙公報は新聞折り込み

選挙公報は、3月16日(土)頃の朝日・読売・毎日・産経・日経・東京・千葉日報の朝刊に折り込み配布します。また、現在「広報もばら」を郵送で受け取っている世帯には、直接郵送します。

そのほか、市の公共施設に公報ボックスを設置しますが、入手できない見込みの方は、お早めにお申し出ください。

**茂原市議会議員
一般選挙のお知らせ**

●告示日(立候補届出日) 4月16日(日)

●投票日 4月23日(日)

お問い合わせは、

選挙管理委員会(6階)
TEL 201529, FAX 201604